

文化芸術の振興を図る行催事の共催等に関する取扱要領

平成 23 年 4 月 1 日文化観光スポーツ部長決定

平成 27 年 10 月 8 日一部改正

平成 29 年 2 月 15 日一部改正

令和 3 年 6 月 22 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国、地方公共団体又はこれに準ずるもの並びに設立目的や活動状況が文化芸術の振興に資すると認められた団体（営利のみを意図する団体を除く。）等（以下、「文化芸術団体等」という。）が行う行催事に係る県の共催又は後援（協賛を含む。以下同じ。）の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

(共催承認の基準)

第 2 条 知事は、文化芸術団体等が主催する文化芸術関係行催事について、当該団体等から共催承認申請があった場合には、次の各号すべてに該当する場合に限り、これを承認することができる。ただし、知事が適当と認める場合には、その限りではない。

- (1) 文化芸術施策推進上効果があると認められるものであること。
- (2) おおむね本県全域を対象とする行催事であること。または、当該行催事の実施により、本県文化が広く県内外に発信されることが期待できるものであること。
- (3) 県がその企画若しくは運営に参画し、又はその経費の一部を支出する行催事であること。
- (4) 個人の行事でないこと。
- (5) 営利を主たる目的とする行催事でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体の施策に反対するものではないこと。
- (7) 政治的又は宗教的意図をもつものでないこと。
- (8) その他共催を承認すべきでない特段の事情がないこと。

(後援承認の基準)

第 3 条 知事は、文化芸術団体等が主催する文化芸術関係行催事について、当該団体等から後援承認申請があった場合には、次の各号すべてに該当する場合に限り、これを承認することができる。ただし、知事が適当と認める場合は、その限りではない。

- (1) 文化芸術施策推進上効果があると認められるものであること。
- (2) おおむね本県全域を対象とする行催事であること。または、当該行催事の実施により、本県文化が広く県内外に発信されることが期待できるものであること。
- (3) 広く一般に公開されるものであって、団体の構成員相互の勉強会や親睦を主たる目的とする行催事でないこと。
- (4) 原則として、過去に同様の行催事を複数回開催した実績を有する団体等の主催によるものであること。
- (5) 個人の行事でないこと。
- (6) 営利を主たる目的とする行催事でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体の施策に反対するものでないこと。
- (8) 政治的又は宗教的意図をもつものでないこと。
- (9) その他後援名義等の使用を承認すべきでない特段の事業がないこと。

(承認の手続き)

第 4 条 共催または後援の承認を受けようとする者は、行催事の共催等承認申請書（第 1 号様式）又は

次の事項を記載した書面を知事に提出するものとする。

- (1) 行催事名称
- (2) 行催事の趣旨及び内容
- (3) 開催日程及び場所
- (4) 共催者及び後援者
- (5) 事業費及び負担方法
- (6) 参加対象者、予定人数、入場料の有無及び金額、広報の方法等
- (7) 過去の開催状況
- (8) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 主催者の定款又は会則等
- (2) 行催事の概要に関する資料（実施要領、事業計画書等）
- (3) 行催事の収支予算書
- (4) 過去の開催状況に関する資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

（共催又は後援承認の審査及び決定）

第5条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請にかかる内容を審査し、承認するかどうか決定しなければならない。

2 前条の規定による審査にあたっては、主管課において関係課とあらかじめ緊密な連絡をとり、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（共催又は後援）

第6条 行催事の共催又は後援の名義は、沖縄県又は沖縄県文化観光スポーツ部とする。

（承認書の交付）

第7条 共催又は後援の承認をしたときは、当該申請者に対し、行催事の共催等承認書（第2号様式）を交付するものとする。

（共催又は後援名義使用の取り消し等）

第8条 前条の承認決定の後において承認基準に反する事項が生じた場合は、共催又は後援名義の使用を取消し、以後、当該文化芸術関係団体等が行う行催事については、共催又は後援は一切行わないものとする。

（実施結果報告書の提出）

第9条 共催又は後援の承認を受けた者は、行催事の完了後、行催事の実施結果報告書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は文化振興課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年12月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年2月15日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年6月22日から施行する。